

持続可能な貸付勧告の対象国に係る引受方針

2025年2月28日
株式会社日本貿易保険 作成

対象保険種

(個別)貿易一般保険個別保険、貿易代金貸付保険個別保険、輸出手形保険、信用状確認保険、海外事業資金貸付保険
(包括)貿易一般保険包括保険(鋼材、設備財、企業総合、技術提供契約等)、貿易代金貸付保険包括保険

持続可能な貸付勧告の対象国

(債務上限に係る制限が国際通貨基金(IMF)又は世界銀行(世銀)により課されている低所得国)

1. ゼロリミット国		2. ノンゼロリミット国		3. その他制限国	
国コード	国名	国コード	国名	国コード	国名
126	モルディブ	121	ラオス	127	バングラデシュ
128	東ティモール	131	ネパール	130	アフガニスタン
322	ハイチ	155	タジキスタン	132	ブータン
511	ガンビア	329	グレナダ	145	シリア
512	ギニアビサウ	509	モーリタニア	149	イエメン
514	シエラレオネ	510	セネガル	154	キルギス
520	マリ	515	リベリア	240	モルドバ
522	カーボベルデ	516	コートジボワール	248	コンゴ
528	チャド	517	ガーナ	307	ホンジュラス
529	中央アフリカ共和国	518	トーゴ	310	ニカラグア
532	コンゴ共和国	519	ベナン	330	セントルシア
534	ブルンジ	521	ブルキナファソ	333	ドミニカ
536	サントメ・プリンシペ	525	ニジェール	336	セントビンセント・グレナディーン諸島
538	エチオピア	526	ルワンダ	403	ガイアナ
539	ジブチ	527	カメルーン	507	スーダン
540	ソマリア	533	コンゴ民主共和国	513	ギニア
545	モザンビーク	541	ケニア	549	ジンバブエ
553	マラウイ	542	ウガンダ	552	レソト
554	ザンビア	543	タンザニア	559	エリトリア
558	コモロ	546	マダガスカル		
560	南スーダン共和国	602	バプアニューギニア		
610	サモア独立国				
611	バヌアツ				
613	ソロモン				
614	トンガ				
615	キリバス				
624	ツバル				
625	マーシャル諸島				
626	ミクロネシア				

赤字：より厳格な制限への変更
青字：より緩やかな制限への変更

変更実施日：(個別) 2024年11月19日 (包括) 2024年11月25日
(2024年8月31日付の"List of lower income countries"に基づく。)

- ・国別の引受方針の詳細は、<https://www.nexi.go.jp/cover/> をご参照ください。
- ・持続可能な貸付勧告及びNEXIの取組の内容詳細については、<https://www.nexi.go.jp/international/measures/index.html>をご参照ください。(以下概略)

対象案件

- ・起算点から決済期限又は償還期限までの期間が1年以上である公的セクター向け案件

対象案件に係る引受方針

1. **ゼロリミット国**(非譲許的借入が認められていない国)：
対象案件については引受を行いません。

2. **ノンゼロリミット国**(非譲許的借入の上限が設定されている国)：
案件規模が5百万SDR以上(国民所得が10億ドル未満の国の場合は、1百万SDR以上)の引受については、内諾(輸出手形保険に関しては事前承認。以下、「内諾等」という。)が必要になります。
なお、案件規模が5百万SDR以上(国民所得が10億ドル未満の国の場合は、1百万SDR以上)の場合、当該案件及び関連支出がDLP及びSDFPに沿っている旨の保証(assurance)を借入国の適切な政府機関(財務省や中央銀行等)からできる限り取得いただくことが必要になります。ただし、支払人(借入人)又は保証人が、財務省又は中央銀行となる場合については、保証が取得されているものとみなします。

3. **その他制限国**(非譲許的借入の上限が設定されていない国)：
案件規模が5百万SDR以上(国民所得が10億ドル未満の国の場合は、1百万SDR以上)の引受については、内諾等が必要になります。